

<対策のポイント>
火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等の整備を支援します。

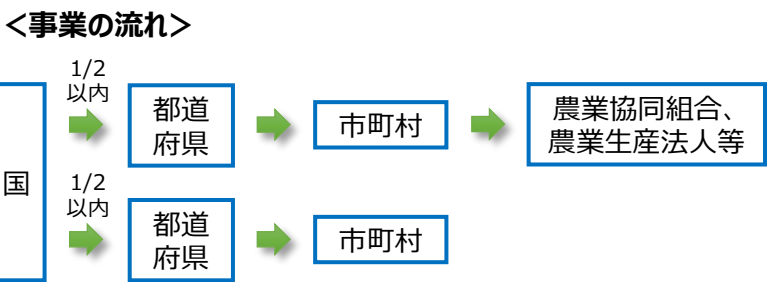
<事業目標>
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する**防災営農施設整備計画**の対象地域において、以下の支援を実施します。

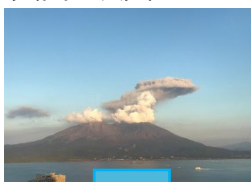
1. 施設整備等
降灰被害を防除・最小化するために必要な**洗浄用機械施設整備等**を支援します。

2. 関連整備等
1に関連する一体的な整備等を支援します。



<事業イメージ>

火山の噴火



農作物への降灰
(茶、露地野菜等)



茶

キャベツ

エンドウマメ

<事業の実施>
【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）



茶葉洗浄用機械（乗用型）

・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します。



据置型洗浄用機械

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します。

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物



茶



キャベツ



エンドウマメ